

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和4年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課

## 目 次

1	障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて	1
2	令和4年度障害保健福祉関係予算案について	4
3	障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について	6
4	第7期障害福祉計画等について	8
5	障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて	10
6	障害福祉関係データベース（仮称）構築について	11
7	障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について	13
8	難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について	14
9	生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について	29
10	療育手帳情報に関するマイナンバー情報連携について	30
11	特別児童扶養手当等について	31
12	心身障害者扶養保険事業について	44
13	インフラ老朽化対策の推進について	49
14	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について	50
15	消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知について	52

# 1 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

障害者総合支援法については、前回改正法の施行3年後の見直し規定に基づき、令和3年3月より、社会保障審議会障害者部会において見直しの議論を開始し、昨年12月16日に中間整理を行った。

障害者部会で検討した論点のうち、一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点については、本年の通常国会における児童福祉法改正を念頭に置いた準備を進めており、3月4日に改正法案が閣議決定された。

障害者の地域生活の支援や就労支援、精神障害者等の支援など、その他の論点については、引き続き検討を深めているところであり、令和4年半ばまでを目途に、最終的な報告書を取りまとめる予定である。

## 障害福祉制度関係の見直しに関するスケジュール（案）

令和3年11月29日  
社会保障審議会障害者部会  
配付資料(一部改変)

※改正法施行後3年を目途として見直しを行うとする附則の規定に基づき、令和3年3月以降、障害者部会において議論を開始。  
※スケジュールは、現時点の案であり、今後変更の可能性がある。

		障害児 (児童福祉法)	障害者 (障害者総合支援法)	精神保健福祉 (精神保健福祉法)	障害者雇用 (障害者雇用促進法)		
		社会保障審議会障害者部会		地域で安心して暮らせる 精神保健医療福祉体制 の実現に向けた検討会	労働政策審議会 障害者雇用分科会		
令和3年	10月	↓		↓	↓		
	11月						
	12月	12/16 中間整理					
令和4年	1月	↓		↓	↓		
	2月						
	3月	法案の国会提出					
	4月	↓				取りまとめ	↓
	5月 ～						

# 障害者総合支援法の一部改正法施行後3年を目途とした見直しの検討状況等(主な論点等)

○平成30年4月施行の改正法の見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論中。

<参考>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)

(検討)

附則第2条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 障害児支援 ～社会状況の変化を踏まえた対応～

### ○児童発達支援センター等の役割・機能の見直し

地域における障害児支援の中核的な役割を担うことを明確化するとともに、障害種別に関わらず、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「福祉型」及び「医療型」の児童発達支援を一元化する方向とする。

### ○いわゆる「過剰児」をめぐる課題に対応するための、移行調整等のための総合調整の実施等の推進

障害児入所施設の入所者が退所後に地域生活等に円滑に移行できるよう、移行調整の責任主体(都道府県及び政令市)を明確にするとともに、移行困難な場合は22歳満了時まで障害児入所施設への入所継続ができるようにすべき。

## 障害者の地域生活の支援 ～障害者本人の希望に一層応える仕組みへ～

### ○障害者の地域における自立した生活の実現・継続を支えるための支援の充実

- ・障害者が希望する一人暮らし等に向けた支援のため、グループホームのサービス類型を新たに設けることを含め、検討してはどうか。
- ・障害者の地域生活の支援を強化するため、「地域生活支援拠点等」や「基幹相談支援センター」について、努力義務化等により設置をさらに促進するとともに、一人暮らし等の障害者を居宅の訪問などにより支える「自立生活援助」の整備を推進してはどうか。

## 障害者の就労支援 ～雇用と福祉の連携強化～

### ○新たな「就労アセスメント」の創設

本人の希望や能力に沿った就労を支援するため、就労系障害福祉サービスの利用意向のある障害者を対象として、就労アセスメント(障害者の就労ニーズの把握と就労能力や適性の客観的な評価)の実施の制度化を検討してはどうか。

### ○一般就労中の企業における支援と就労系障害福祉サービスによる支援の連携

企業等での働き始め等にも、就労系障害福祉サービスの利用が可能となるよう、検討を進めてはどうか。

## 精神障害者等の支援

※令和3年10月から検討会で議論を開始。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、精神保健福祉法上の入院に関わる制度の在り方、長期在院者への支援の在り方、患者の意思決定支援や患者の意思に基づいた退院後支援の在り方、隔離・身体的拘束の最小化に係る取組、虐待防止の取組等

## 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理(令和3年12月16日)の概要

○平成30年4月に施行された障害者総合支援法改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論を行い、同年12月16日に中間整理を行った。議論された論点について、以下のとおりとされた。

- ・一定の方向性を得るに至った**障害児支援に関する論点については、必要な措置を講じていく。**
- ・それ以外の論点については、引き続き議論を継続し、令和4年半ばまでを目途に最終的な報告書を取りまとめる。

## 今回の見直しの基本的な考え方

### 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実/地域共生社会の実現/医療と福祉の連携の推進/精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

### 2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築/障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

### 3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

## 障害児支援について

### <障害児通所支援>

- ・「児童発達支援センター」について、多様な障害等への専門的機能を強化し、他の児童発達支援事業所等に対する助言などを行う機関としての役割・機能を明確化すべきである。こうした役割・機能を総合的に果たすため、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。
- ・「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう「福祉型」と「医療型」を一元化する方向とする。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」について、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」(仮称)を基本型とする。その上で、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」(仮称)として位置づける方向で検討する必要がある。
- ・専修学校・各種学校に通学中の障害児でも、市町村長が認める場合は、「放課後等デイサービス」の給付決定を可能とすべきである。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」におけるインクルージョンを推進するため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。また、保育所や放課後児童クラブと一体的に支援できるよう検討することが必要である。例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、子どもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討する必要がある。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の各ガイドラインで定められ、現在は評価方法が任意とされている自己評価票・保護者評価票について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施する等、運営基準等での位置付けを見直す必要がある。

## 障害児支援について(続き)

### <過剰児の移行調整>

- ・ 障害児入所施設から成人としての生活への円滑な移行を促進するため、都道府県及び政令市は、関係者の協議の場を設け、移行調整及び地域資源の整備等に関する総合調整を行うことを責務とすべき。
- ・ 障害児施設入所中(15歳頃)から、本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が成人としての生活への移行・定着までを一貫して支援できる仕組みを検討する必要がある。
- ・ 特別な事情により移行が困難な者については、都道府県等の協議の場での判断を経て、満22歳満了時までは入所を継続できるようにすべき。

## 引き続き検討する論点について

### <障害者の居住支援について>

- ・ 障害者が希望する地域生活の実現を推進する観点から、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームのサービス類型を新たに設けることを含め、さらに検討する必要がある。
- ・ 新たなサービス類型の検討については賛成の意見がある一方、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援を検討すべきとの意見や宿泊型自立訓練との関係を整理すべきとの意見があったことを踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた施策を検討する必要がある。
- ・ 障害者支援施設の在り方について、安心できる居住環境を提供する観点から検討する必要がある。開かれた障害者支援施設として、地域移行や地域課題により一層取り組むため、施設の対応の在り方や地域の事業者・地域住民との連携の強化について検討する必要がある。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、法令上の位置づけの明確化を検討する必要がある。

### <障害者の相談支援等について>

- ・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化等により、全ての市町村での設置を目指す必要がある。
- ・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図ることが求められる。
- ・ 協議会の一層の活性化を図るとともに、利用者の個別事例の検討等の実施を促進するため、守秘義務を設ける必要がある。
- ・ 自立生活援助の整備促進のため、人員基準、利用者の状況に応じた標準利用期間、更新手続の在り方について検討する必要がある。

### <障害者の就労支援について>

- ・ 障害者本人のニーズを踏まえた上での一般就労の実現や適切なサービス提供等がなされるよう、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者へのアセスメント(ニーズの把握と就労能力や適性の評価)の実施の制度化を検討する必要がある。
- ・ 一般就労への円滑な移行のための企業等での短時間勤務中などに、就労系障害福祉サービスの利用が可能となるよう検討する必要がある。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化として、障害者就業・生活支援センター事業の運営主体が就労定着支援事業を実施可能とすること、障害者就業・生活支援センターがスーパーバイズ等の基幹型機能も担う体制を整備することなどについて検討する必要がある。

## 引き続き検討する論点について(続き)

### <精神障害者等に対する支援について>

- ・ 市町村の相談支援を担う職員の教育・研修の仕組み、「かかりつけ精神科医」と他科の「かかりつけ医」との連携、機能の役割、精神科医療機関の精神保健福祉士等と地域生活支援拠点等との連携の強化など、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めるべきである。

### <障害福祉サービス等の質の確保・向上について>

- ・ 第三者による外部評価の導入、障害福祉サービス等報酬におけるプロセスやアウトカムの視点に基づく評価、情報公表制度の推進、データ基盤の整備、実地指導・監査の強化を検討する必要がある。

### <制度の持続可能性の確保について>

- ・ 都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定について、市町村が意見を申し出ることが可能とするとともに、都道府県は事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる仕組みの導入を検討する必要がある。
- ・ 障害特性に応じたICT活用やロボット導入により、業務効率化や職員の業務負担軽減をさらに推進する必要がある。
- ・ 処遇改善等の人材確保の取組を一層推進するとともに、質の高い人材の定着を図るための検討や、専門性や経験年数等に応じた評価の在り方を検討していく必要がある。

### <居住地特例、高齢の障害者に対する支援等、障害者虐待の防止、地域生活支援事業、意思疎通支援、療育手帳の在り方について>

- ・ 介護保険施設等を居住地特例の対象に追加する必要がある。
- ・ 一律に介護保険サービスが優先されるものではない等の介護保険優先原則の運用の考え方について、改めて周知徹底を図ることが必要である。
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用によるコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準などを検討する必要がある。
- ・ 障害者虐待防止法の事実確認及び立入調査を基幹相談支援センターに委託(立入調査は、市町村職員の身分を有する者に限る)可能なことを明確化する必要がある。
- ・ 地域生活支援事業の在り方について、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて、個別給付の在り方の見直しとあわせて、財源を確保しつつ、引き続き検討する必要がある。
- ・ 意思疎通支援について、地域格差を解消するために、ICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むとともに、意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する必要がある。
- ・ 療育手帳の在り方について、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等も踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである。

## 2 令和4年度障害保健福祉関係予算案について

令和4年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆3,538億円を計上しており、対前年度1,187億円増、5.3%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費については、1兆7,960億円を計上しており、対前年度1,171億円増、7.0%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害児・障害者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

### 障害保健福祉に関する令和4年度予算案の概要

厚生労働省  
障害保健福祉部

◆予算額（令和3年度予算額）  
2兆2,351億円



（令和4年度予算案）  
2兆3,538億円（+1,187億円、+5.3%）

#### 【令和4年度予算案の主要課題】

- ・ 障害児・障害者に対する良質な福祉サービス、障害児支援の確保
  - ・ 地域生活支援事業等の着実な実施
  - ・ 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費）
  - ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月成立）」による医療的ケア児等への支援の実施
  - ・ 障害者に対する就労支援の推進
  - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ※「16か月予算」の考え方により、令和3年度補正予算と一体的に編成し、切れ目のない予算措置を行う。

#### 【主な施策】※（ ）内は令和3年度予算額

##### (1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆7,960億円（1兆6,789億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。  
※上記1兆7,960億円の内数に「障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げ実施分」を含む。

##### （障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げの実施）

障害福祉職員を対象に収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒して実施する。

・ 令和3年度補正予算額：414億円（令和4年2月～同年9月分）※交付金で実施（補助率10/10）

##### （障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援） 令和3年度補正予算額：36億円

新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合でも、影響を最小限に留め、サービスの提供を継続するため、消毒や人員確保等の経費への支援を行うとともに、緊急時に備え、職員の応援体制等の構築を推進する。

##### (2) 地域生活支援事業等の着実な実施 518億円（513億円）

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の着実な実施を図る。

**(3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費） 48億円（48億円）**

地域移行の受け皿としてのグループホームや生活介護等を行う日中活動系事業所等の整備促進を図る。

**（障害者支援施設等の耐災害性強化等）** 令和3年度補正予算額：86億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援及び災害復旧を行う。

**(4) 医療的ケア等を必要とする障害児等への支援の推進 14億円（11億円）**

- ・ 医療的ケア児支援センターの設置を推進するとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、家族への支援等を実施。
- ・ 発達障害者支援に関する地域支援体制の強化のため、困難事例への対応等を行う「発達障害者地域支援マネージャー」を配置
- ・ 聴覚障害児支援のための中核機能の整備を引き続き実施。

**（医療的ケア児支援センターの開設の促進）** 令和3年度補正予算額：0.7億円

都道府県に対して、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく医療的ケア児支援センターを運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

**(5) 障害者に対する就労支援の推進 7.8億円（7.7億円）**

重度障害者に対する就労支援について、雇用施策と連携して引き続き実施するとともに、働く障害者の生活面の支援ニーズに対応できるよう障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所への助言等を行うことなどにより、地域の就労支援ネットワーク強化を図る。

**（生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への支援）** 令和3年度補正予算額：6.5億円

新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型事業所）に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援する。

**(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.0億円（7.2億円）**

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスやうつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。

**（新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援）** 令和3年度補正予算額：0.5億円

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴ううつ病等に対する精神保健上の支援（心のケア）を実施できるよう精神保健福祉センター等への支援を行う。

**(7) 障害児・障害者の自立・社会参加支援の推進 31億円（32億円）**

障害児・障害者の自立・社会参加支援を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援、読書環境の整備、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援等による情報・意思疎通支援の充実、障害者自立支援機器の開発支援や補装具装用訓練等を提供する機関の普及などの取組を推進する。

**(8) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 9.5億円（9.4億円）**

依存症対策の全国拠点において、依存症対策に携わる人材養成や調査研究に取り組む。また、都道府県等において、依存症対策の人材養成や医療・相談支援拠点を整備するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携を推進し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体を支援する。

※ 令和3年度補正予算においては、上記事業の他、障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援等を実施。  
また、点線内は、令和3年度補正予算の内容である。

### 3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について

令和5年度予定の障害福祉関係データベース稼働や、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版への対応等に伴い、都道府県及び市町村における関連システムの改修にかかる経費については、自治体において令和4年度に執行できるよう措置する予定である（国の財源は令和3年度補正予算）。

令和4年度の対象事業としては、以下の事業を予定している。

- ① 令和5年度予定の障害福祉関係データベース稼働に向けた事務システムの改修（補助対象は都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）。補助率は1/2。）
- ② 令和4年6月のデータ標準レイアウト改版に伴う、療育手帳情報の副本登録等に係る改修（補助対象は都道府県、指定都市及び児童相談所を置く中核市。補助率は2/3。）

今後のスケジュールについては、上記の②は「令和4年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業の所要額調について（療育手帳関係）」（令和4年1月26日付事務連絡）において既に所要額調を実施したところであり、国の財源について令和4年度への繰越が完了し次第、予算額の範囲内で内示を行う予定である。

上記の①は「令和4年度における事務システムの改修に係る必要な予算の確保について（依頼）」（令和3年9月30日付事務連絡）の別紙1において「より詳細な改修要件については、令和4年の3月頃にお知らせする予定」としており、これに係る事務連絡の発出後、②と同様の所要額調を令和4年3月中に実施予定である。



施策名：障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業

令和3年度補正予算：22億円

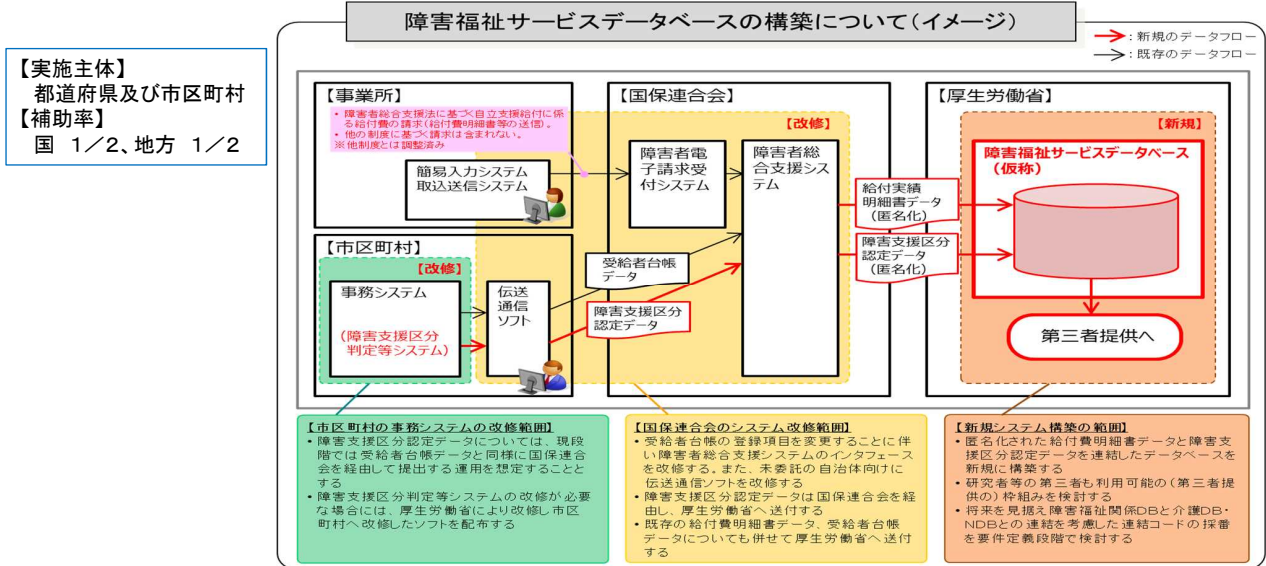
① 施策の目的

令和5年度予定の障害福祉関係データベース稼働に向け、地方自治体の事務システムにおける改修を速やかに実施する必要があるため。

② 施策の概要

障害福祉関係データベースシステム創設に当たり、地方自治体が保有している事務システムについて、必要な機能等を付加するための改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



施策名：療育手帳情報のマイナポータル連携に向けたシステム改修事業

令和3年度補正予算：1.3億円

① 施策の目的

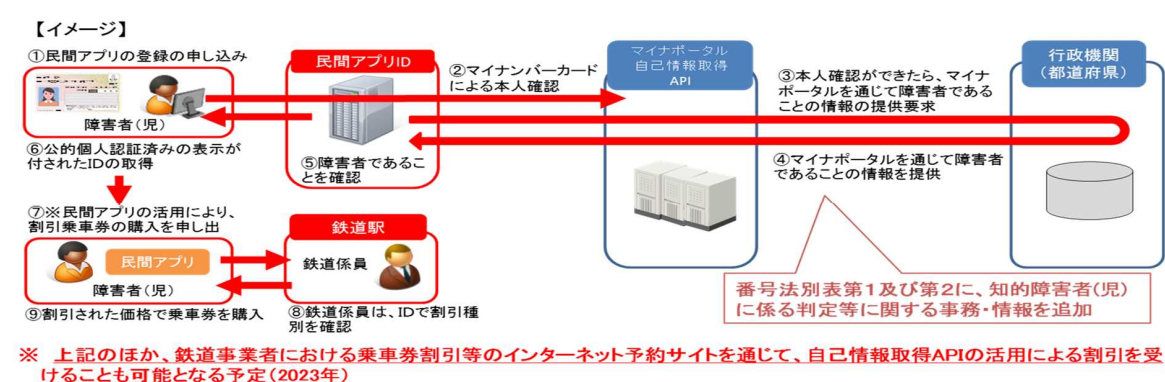
令和4年2月に開始される療育手帳情報のマイナポータル自己情報表示の利用に向け、マイナポータル利用者の利便性を向上させる観点から、自治体におけるシステム改修等を速やかに実施する必要があるため。

② 施策の概要

療育手帳に関する情報について、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳と同様にマイナポータル連携が可能となるよう、自治体におけるデータ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修に係る経費を補助する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

**【実施主体】**都道府県、指定都市、児童相談所を置く中核市  
**【補助率】**国 2/3、地方 1/3



## 4 第7期障害福祉計画等について

### (1) 第7期障害福祉計画等の作成に係る基本指針について

都道府県や市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成することとなっており、現在、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画等の期間中である。

令和4年度は、国において第7期障害福祉計画等の作成に係る基本指針を定める予定としている。

都道府県、市町村においては、これまでの計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていたきたい。

なお、次期計画に係る基本指針を定めるに当たり、都道府県、市町村に障害福祉計画等に係る実施状況等（令和3年度分）について例年より早期に照会を行う予定なので、ご承知おき願いたい。

### (2) 令和3年地方分権改革に関する提案募集に対する対応について

令和3年地方分権改革に関する提案募集において、複数の地方公共団体から障害（児）福祉計画の計画期間の延長に関する提案があったことを受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）のとおり、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る予定としている。

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

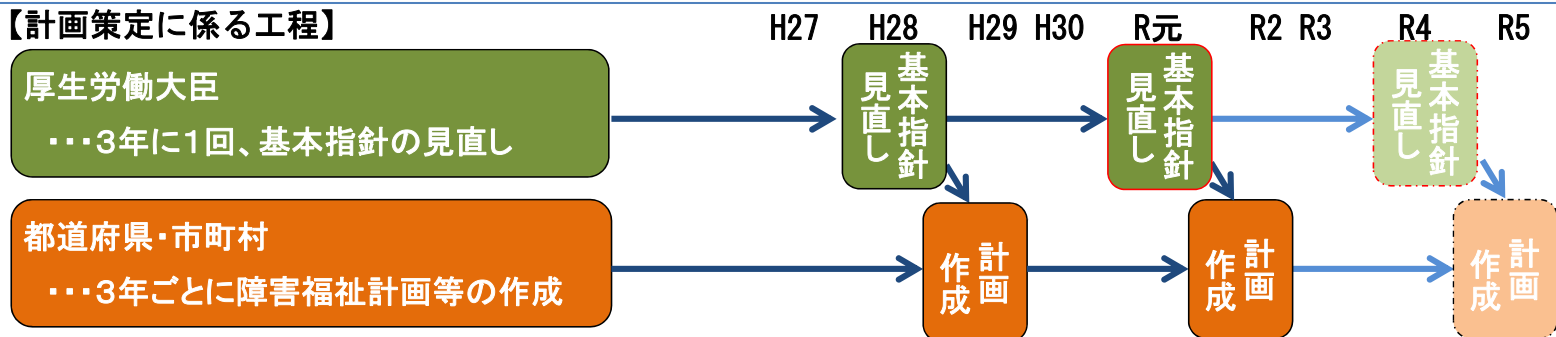
## 基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。  
(平成18年6月26日告示)
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの(平成29年3月31日告示)。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

## 【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、令和2年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

## 【計画策定に係る工程】



## 5 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

### (1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）については、平成 30 年 4 月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進められた。

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に関して議論を行っており、今年度も障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書がとりまとめられる予定である。令和 3 年度においては、報告書が下記の URL に掲載される予定であるので、

各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

### (2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を平成 30 年度から令和 3 年度まで段階的に実施してきた。今後も移行が可能な項目は周知期間を設けながら、適宜移行を実施する。

令和 4 年度においては、市町村等が市町村等支援システムの画面から直接、二次審査結果を登録可能とする機能等を追加予定である。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

### (3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月 1 日から 10 日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。市町村等支援システムは、国保連に登録されている台帳情報が参照できるので、利活用いただきたい。また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

## 6 障害福祉関係データベース(仮称)構築について

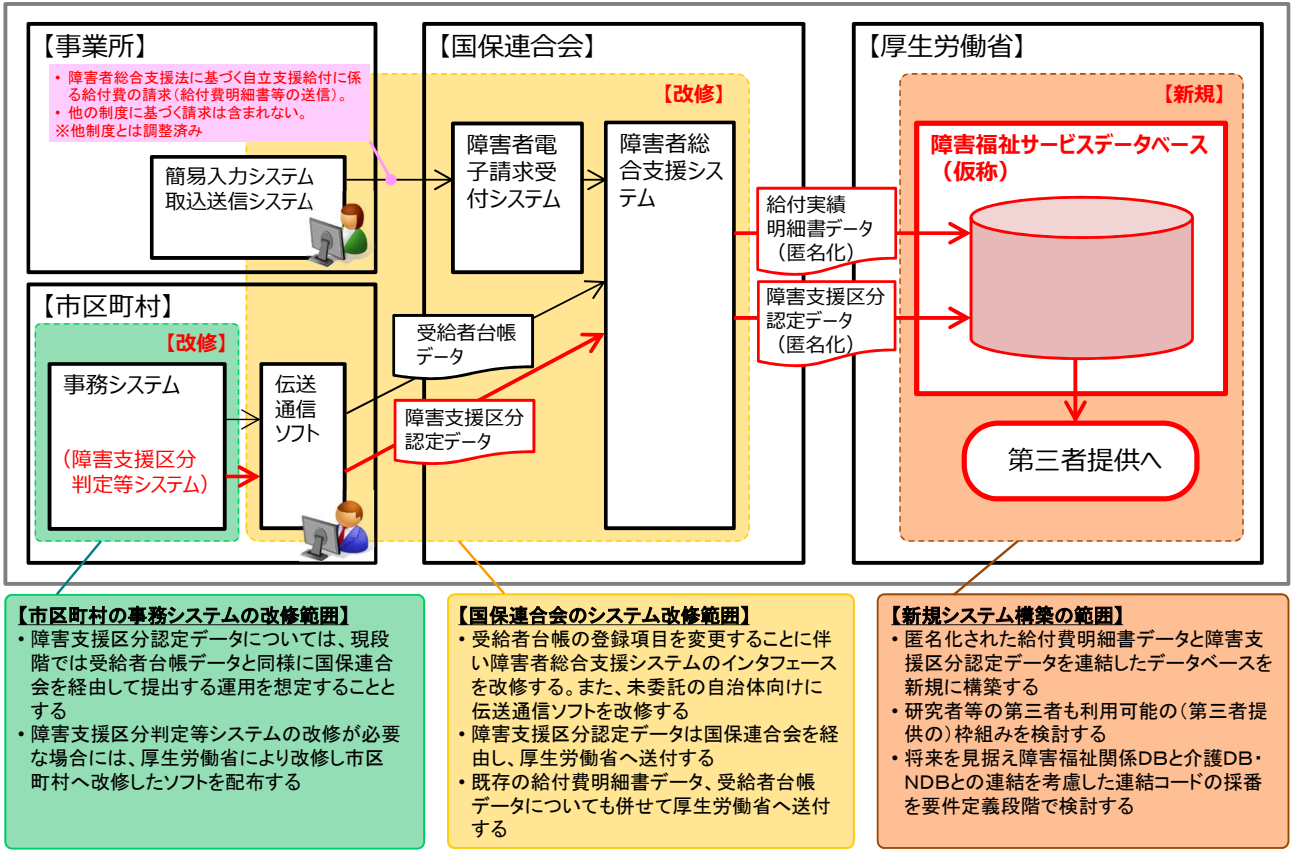
現在、障害福祉分野のデータは、サービスの利用状況や障害支援区分の認定情報など個々のデータが点在し、総合的な観点からの様々な分析が困難となっているため、制度改正や計画改定等を行う際の有効的なデータの利活用がなされていないという課題がある。

こうした課題の解消に向け、障害支援区分認定データと障害福祉サービスの利用状況を紐づけて様々な分析を可能とする障害福祉関係データベースの構築を行うこととし、令和5年度からの本格運用に向けて、開発に着手したところである。(別添「システムイメージ図」参照)

令和4年度には、各市区町村及び各都道府県において、事務システムの改修を行っていただくとともに、本格運用に向けて試行運用を実施することを考えているので、ご協力をお願いします。また、各市区町村において、障害支援区分認定データの報告頻度が、年1回から月に1回に変更となるほか、各市区町村が保有する過去の障害支援区分認定データを改めて国にご提供いただく予定である。システム改修に必要な詳細な仕様と本格運用に向けたスケジュールは決まり次第お知らせするので、都道府県におかれてはご了知いただくとともに、管内市区町村への周知をお願いします。(別添「スケジュール」参照)

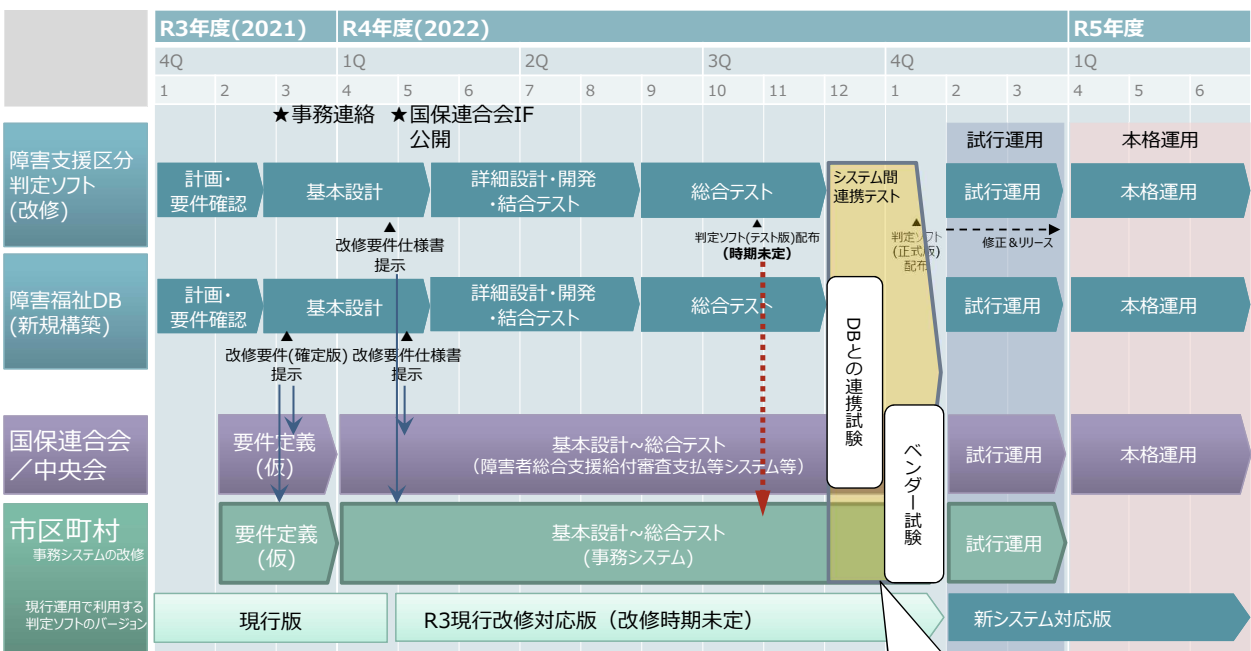
# 障害福祉サービスデータベースの構築について(イメージ)

→ : 新規のデータフロー  
 → : 既存のデータフロー



## 構築スケジュール (案)

障害福祉DB及び判定ソフトの試行運用の開始時期については、令和5年2月を予定している。なお、スケジュールについては、法改正の時期及び障害福祉DB構築業者による計画検討結果により、今後変更となる可能性がある。



テスト内容及び時期については今後調整要

## 7 障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について

令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、各地方公共団体が利用する障害者福祉システムについても、標準化基準に適合するものでなければならないとされている。

また、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとされており、現在、各地方公共団体の事務システムの標準化が強力に推し進められている。

障害者福祉システム標準化については、昨年8月に標準仕様書第1.0版を策定したところであるが、改版に向けて、昨年12月から本年2月にかけて全国意見照会を実施したところである。現在、いただいたご意見を踏まえ、本年3月を目途に標準仕様書第1.1版を取りまとめられるよう検討を重ねているところである。さらに、本年夏に向けて、標準仕様書2.0版の検討を進めることとしている。引き続き関係者のご意見を丁寧に伺いながら取り組んでいくので、ご協力をお願いします。

## 8 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について

難聴児支援については、これまでも早期支援に向けた取組を文部科学省と連携して実施してきているところ。

今年度の取組としては、令和元年の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」報告に基づき、都道府県において難聴児支援に関する計画を作成いただく際に参照するための「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」の作成に向けた議論をしてきた。昨年3月に検討会を立ち上げ、このたび、基本方針をとりまとめ、2月25日付けで各都道府県等に対して通知を行ったところ。

難聴児支援については地域によって受けられる療育の差があることなどが検討会においても指摘されている。基本方針に沿って、地域の実情に応じた取組を進めていただくことにより、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を目指していきたいと考えている。

各都道府県においては、基本方針を参照しながら、地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進する計画の作成をお願いしたい。なお、計画の作成負担軽減のため、同計画は関連する障害児福祉計画等の中に位置付けることも可能としているので、ご了承願いたい。



# 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

## 背景

- 厚生労働省及び文部科学省の両副大臣を議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告書において、国は、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を令和3年度中に作成することとされている。
  - このため、令和2年度末に基本方針作成のための検討会を立ち上げ、有識者等からのヒアリング及び議論を行った。
- (※) 基本方針案についてはパブリックコメントも実施し、計326件（手話を撮影した動画による御意見20件を含む。）の御意見が寄せられた。

## 基本的な考え方

- 難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。
- 地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、難聴児の家族等を支援することが重要である。
- 難聴児支援においては、早期から不安を抱える家族等に対して支援を実施し、本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要である。
- 言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の選択肢が保障・尊重されることが望ましい。

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）

各都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項は以下のとおり。

### (1) 基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
  - 新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
  - 新生児聴覚検査実施のための手引書等を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
  - 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
  - 都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
  - 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
  - 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図る。

# 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）（続き）

- ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化
  - 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
  - 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
  - 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。

### (2) 地域の実情に応じた取組

- ① 新生児聴覚検査体制の整備
  - 里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアとなった子を追跡する方法について検討を行う。
  - 受検率向上を目指し、市町村に対して、検査に係る費用について公費負担を行うことで受診者の経済的負担を軽減できるよう働きかけ等を行う。
- ② 地域における支援
  - 関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ等を共有するための協議会を設置する。
  - 難聴児及びその家族等のロールモデルやメンターとして、当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努める。
- ③ 家族等に対する支援
  - 難聴児の子育てに関する様々な情報を提供するため、地域の療育・教育機関等に関する情報を含む教材を作成・配布すること。
  - 家族等からの相談等に対応して、複数の療育方法の選択肢を提示し、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行う。
  - 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設ける。
- ④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組
  - 免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高める取組を実施する。
- ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組
  - 各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実になされるようにする。

※ これらの取組を、難聴児支援に係る既存の法定計画に位置付けることが可能としており、例えば、本方針を障害児福祉計画に反映させた場合には、令和6年度以降の計画に盛り込まれることが想定される。

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針

### 1. 総則

各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関の連携をより一層推進し、難聴児<sup>1</sup>本人及びその家族等への支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し検討を進めるため、平成31年3月に両省の副大臣を共同議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げた。同プロジェクト報告に基づき、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画（以下単に「計画」という。）を作成するに当たり、指針となるものとして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（以下「本方針」という。）を作成する。

なお、本方針を作成するに当たっては、有識者で構成する「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」を立ち上げ、難聴児支援に携わる関係者・当事者からのヒアリング及び議論を行った。

#### (1) 目的、支援の必要性

先天性難聴児は出生数1000人当たり1～2人とされており、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。以下同じ。）の獲得につなげることができる。支援が必要と判断された子に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいとされており、そのためには生後1か月までの新生児聴覚検査及び3か月までの精密検査の実施が望まれる<sup>2</sup>。加えて、その間、不安を抱える家族等の支援が必要と考えられる。また、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴等に留意する必要がある。

また、難聴児及びその家族等に対する支援については、発達段階に応じた療育を受けながら難聴児が本来持つ力も生かして、心身の健やかな成長や発達を保障することを目的とし、地域差なく切れ目ない支援の実現に向け、保健、医療、福祉及び教育の多職種が連携した取組を進めていくとともに、難聴児の将来を見据えて<sup>3</sup>支援することが重要である。

#### (2) 難聴児支援の基本的な考え方

##### <早期発見の重要性>

難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション

<sup>1</sup> ここでいう「難聴児」は、聴覚障害児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子どもを指す。

<sup>2</sup> 米国 EHQI (Early Hearing Detection and Intervention) ガイドライン 2000。生後1か月までの新生児聴覚検査、3か月までの精密検査、6か月までの療育で、1-3-6ルールと言われる。

<sup>3</sup> 世界保健機関 (WHO) は令和3年3月に「World Report on Hearing」を発表し、難聴は、対応がなされなかった場合、聴覚やコミュニケーションへ影響を与えるだけでなく、言語発達、認知機能、教育、雇用、精神状態、対人関係等にも幅広く影響を与えうると指摘した。

ョン手段の発達・獲得を円滑にし、難聴児の今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられるため、早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要である。

#### <保健、医療、福祉及び教育の連携>

難聴児の早期発見・早期療育推進のためには、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療、療育及び教育機関等の関係機関、医師会等医療関係団体が連携し、専門職連携教育<sup>4</sup>から多職種連携<sup>5</sup>に向かうことが重要である。地域における保健、医療、福祉及び教育各分野の専門職、行政機関及び当事者団体等が顔の見える関係に基づくコミュニケーションを通じて、各々の役割を理解し、協力する関係を構築するに当たっては、必要に応じて行政機関が関係者の調整等を行うことが望ましい。関係者間での連携体制を構築するため、多面的な発達の評価に基づきあらゆる言語・コミュニケーション手段の選択肢が保障され、また、選択後の寛容性が担保されることが重要である。

#### <本人及び家族等を中心とした支援>

難聴児支援においては、本人とその家族等を中心とした早期支援が、言語・コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減等につながる。最終的な意思決定権は本人にあるが、本人が乳児である場合はその家族等が意思決定を行うことを認識し、難聴に関する知識をもたない状態から、難聴児本人の多面的な発達等の評価等の情報を正しく理解し、意思決定できるようになるまで、地域における保健、医療、福祉及び教育各分野の専門職及び行政機関等の関係者等で本人及び家族等に寄り添った支援を行うことが重要である。

#### <学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組の重要性>

難聴児とその家族等に寄り添った教育や支援の実現のため、障害特性の十分な理解に基づく一人一人に応じたきめ細かな教育や支援が行われることが重要である。したがって、難聴児の支援には関係者の専門性<sup>6</sup>が求められる。また、通常の学級に在籍する軽中等度難聴児や人工内耳装用児をはじめとする難聴児には、特別支援学校のセンター的機能の活用や難聴特別支援学級の専門的な知見を活用した支援、通級による指導の活用及び難聴児への支援を行っている障害児通所支援事業所(難

---

4 複数の領域の専門職に就く者が連携及びケアの質を改善するために、同じ場所で共に学び、お互いのことを学び合うこと。

(引用：令和2年度障害者総合福祉推進事業「難聴児の言語発達(コミュニケーション)に資する療育に関する調査研究事業報告書」)

5 複数の領域の専門職に就く者が各々の技術と役割をもとに共通の目標を目指す協働のこと。

(引用：令和2年度障害者総合福祉推進事業「難聴児の言語発達(コミュニケーション)に資する療育に関する調査研究事業報告書」)

6 ここでいう専門性とは、聴覚、視覚の感覚機能を最大限に活用して音声、手話、文字による筆談など多様な方法で基礎的關係を築き、難聴児の認知、言語、心理等発達全般について支援し、家族と連携しながら長期的な視点で難聴児本人の障害認識、自己実現、社会参加を促す知識及び技術のことを指す。

聴児向け児童発達支援センター<sup>7</sup>その他難聴児が利用している事業所をいう。以下同じ。)に勤務する専門性をもった職員(言語聴覚士等)の支援や協力が重要である。

#### <切れ目ない支援の必要性>

難聴児は、難聴に伴う学習面や心理面への影響により、就学や就労等の段階で課題に直面することがある。聞こえの程度にかかわらず、本人の持つ力を十分に発揮するため、必要な支援が成長の各段階で提供されるよう、様々な関係者が協力しつつ、支援が途切れてしまうことのないよう配慮する必要がある。

#### <多様性と寛容性>

聞こえる、聞こえにくい、聞こえないにかかわらず、多様性を認め合う寛容性をもった社会、聞こえる人も聞こえにくい人も聞こえない人も共に生きる共生社会づくりが重要である。言語は思考の礎にもなる重要な要素であることを認識し、それぞれの難聴児が本来持つ力を生かして習得できる言語は何かということに立ち返り、言語・コミュニケーション手段の選択肢が限定されることなく、どの選択肢も保障・尊重されることが望ましい。また、どのような選択をしても、難聴児の発達に関する理解に基づく療育及び教育が受けられる環境を整えていくこと、本人が成長した時に自身の言語・コミュニケーション手段を自ら選択し、決定するという過程を保障することが重要である。

## 2. 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策

検討会における議論を踏まえ、各地域の取組等を中心に、計画に盛り込むことが考えられる事項を整理した。なお、これらの取組の実施に当たっては、本方針の1.(2)に掲げる難聴児支援の基本的な考え方に則ることとする。

### (1) 基本的な取組

- 新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備すること。また、新生児聴覚検査実施のための手引き書等の作成、新生児聴覚検査の実施状況及び結果の集約等の調査を行い、医療機関、市区町村及び医師会等医療関係団体への情報共有・助言等を実施すること。さらに、難聴と診断された子を持つ家族等への切れ目ない相談支援、産科医療機関等の検査実施状況の把握や精度管理等の実施等に努めること。
- 難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で顔が見える協議の場を提供するなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を行うこと。新生児聴

---

<sup>7</sup> 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第六条第四項等に規定する「主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所」をいう。以下同じ。

覚検査の結果、リファア（要再検をいう。以下同じ。）となった子とその家族等に対する精密検査機関の紹介や、支援に関する課題の共有により、関係者の共通認識の形成や、支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ること。

- 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実すること。また、聴覚特別支援学校の教員や施設・設備を生かした地域における特別支援教育を推進する特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置や専門家の活用等を行うとともに、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行うこと。

## (2) 地域の実情に応じた取組

### ① 新生児聴覚検査体制の整備

<リファアと判定された子の追跡調査>

- 新生児聴覚検査でリファアとなった場合に概ね生後1週間以内に確認検査を実施すること及び確認検査でもリファアとなった場合に遅くとも生後3か月頃までに精密検査を実施することについてのロードマップ等を整備すること。
- 新生児聴覚検査でリファアとなった子の検査結果の把握、精密検査機関の紹介を含めた家族等に対する早期からの援助・相談対応、精密検査機関との連携体制の構築等を行うこと。里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたりファアとなった子を追跡する方法について検討を行うこと。把握・情報の管理にあたっては市区町村や関係機関と連携することが望ましい。

<手引き書等の活用>

- 新生児聴覚検査でリファアとなった場合の対応を整理した手引き書等を作成し、作成した手引き書等の普及や活用の検討を行うこと。手引き書等は地域の実情に合わせて定期的な見直しを行い、関係機関で共有することが望ましい。

<受検率<sup>8</sup>の向上>

- 都道府県内の小規模の産科医療機関等を含め、全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、市区町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行うこと。
- 市区町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知すること。

<精度管理>

- 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や検査の精度管理を行うこと。

---

<sup>8</sup> 令和元年度「新生児聴覚検査の実施状況等について」（厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ）

・受検の有無を把握している市区町村のうち、受検者数を集計している市区町村における出生児数に対する受検者数の割合：90.8%

・公費負担を実施している市区町村：52.6%

・精密検査の結果を把握している市区町村：84.4%

・検査により把握した要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるための指導援助を行っている市区町村：80.7%

#### <検査体制の強化>

- 新生児聴覚検査でリファーとなった子が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、家族の承諾が得られる範囲で精密検査機関及び市区町村と連携し、情報共有を行うこと。
- 耳音響放射検査（OAE）は内耳機能を検査しているため、聴神経難聴スペクトラム（auditory neuropathy spectrum disorder (ANSI)）ではパス（反応ありをいう。）となるものの、聴神経機能は異常であるため、自動聴性脳幹反応検査（以下「自動ABR」という。）ではリファーとなる。このため、初回検査及び確認検査は自動ABRで実施することが望ましいことに留意すること。
- 小規模の産科医療機関等でも検査ができるよう聴覚検査機器を所有していない産科医療機関等に自動ABRの機器購入の支援を検討すること。

### ② 地域における支援

#### <協議会の設置>

- 保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や医療機関等の関係機関の人的資源及び現状を把握したうえで、当事者を含めて、関係機関で顔の見える関係を構築すること。医療機関、療育機関及び教育機関等関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしていくための協議会を設置すること。

#### <多様な関係者の参画>

- 保健師等様々な施設に参画するコーディネーターや、特にロールモデルやメンターとしての当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努めること。また、重複障害の難聴児も一定数いることから、複数の関係科の医師<sup>9</sup>や、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士、療育機関の関係者が連携体制に参画できるよう努めること。多様な関係者が参画する前述の協議会では、多様性に対する寛容性を有するよう配慮すること。
- 都道府県の聴覚障害者情報提供施設等や難聴児への支援を行っている障害児通所支援事業所等が連携体制に参画し、相互に支援の専門性が共有されるよう努めること。
- その他、地域の実情に応じて、上記以外の民間の支援団体との連携、活用について検討すること。

### ③ 家族等に対する支援

#### <情報提供>

- 市区町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知すること（再掲）。

---

<sup>9</sup> 子の発達を多面的に評価するための小児科・小児神経科の医師、例えば複雑な発達の課題が見られる場合には児童精神科等の医師が想定される。

- 市区町村による手引き書等の作成、相談窓口の周知、難聴児の子育てに関する様々な情報提供のため、難聴児の家族等の学びにつながる教材<sup>10</sup>を作成・配布すること。関連の情報にアクセスしやすいようホームページ等を活用すること。

<相談対応>

- 家族等からの相談等に対応して、多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、どの時期においても中立的な立場での相談対応や難聴児の発達に関する知見をもって、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行うこと。

<交流の機会確保・周囲の理解促進>

- 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けること。
- 難聴は周囲から気付かれにくい障害であると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含め、周囲の障害特性についての理解を促すこと。

#### ④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

<支援の専門性向上>

- 特別支援学校の教員や、特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による、専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行うこと。
- 聴覚特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮すること。
- 通常の学級に通う難聴児にも聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ小学校等での障害者及び特別支援教育の理解の促進に向けた取組を行うこと。
- 難聴児向け児童発達支援センターが、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所の専門性を向上するための研修等について、行政、医療等とも協働して地域で連携して取り組んでいけるよう配慮すること。

#### ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

---

<sup>10</sup> 記載する内容の例として、以下等が挙げられる。

- ・ 新生児聴覚検査の意義、目的、精度の限界
- ・ 情報提供機関等、家族等の相談先
- ・ 子どもの言語・コミュニケーション手段の発達・獲得や、聞こえの状態や本人及び家族等の希望に応じた多様な療育方法に関する情報
- ・ 難聴の原因、治療（薬、補聴器、人工内耳等）、経過に関する情報
- ・ 地域の療育・教育機関

<軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援>

- 新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴や後天性の一側性難聴は、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、市区町村における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子については精密検査の受診が確実になされるよう市区町村や学校へ助言すること。あわせて、地域の健康診査・健康診断に関わる者に資質向上に係る必要な情報提供等を行うよう検討すること。
- 新生児聴覚検査でリファーとなった子と家族等が、各地域において難聴の相談対応を行っている機関で適切な指導援助・支援を受けられるよう、各地域において子育ての相談対応を行っている機関との連携について検討を行うこと。なお、子育ての相談対応を行っている機関としては、子育て世代包括支援センター等が想定され、難聴の相談対応を行っている機関としては、障害児通所支援事業所、聴覚特別支援学校、小学校等の難聴特別支援学級等が想定されるところ、地域資源を踏まえて適切な機関と連携が図られるよう留意すること。
- 聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の支援を都道府県内のどの地域でも受けられるよう、公共施設等を利用するなど、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携して人的・物理的環境を整備し、都道府県内全域の支援の実現を目指した取組を検討すること。

<就学に当たっての意向の尊重>

- 難聴児の就学先の決定に当たっては、特別支援学校及び難聴特別支援学級等も含め、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされている通知<sup>11</sup>の趣旨を十分に踏まえ行うこと。

### 3. 計画の作成に関する事項

計画の作成に当たっては、以下に掲げる事項に配慮する必要がある。

- (1) 計画の位置付け
  - 計画の作成に当たっては、独立した計画を作成するほか、障害児福祉計画をはじめ、関係する他の都道府県計画の中に位置付けることも考えられる。
- (2) 計画の期間
  - 計画の期間は、(1)の計画の位置付けに準じ、各都道府県で定めること。
- (3) 障害者等の参加

---

<sup>11</sup> 平成25年10月4日の「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(25文科初第756号)の通知における「障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方」を参照。



- 計画の作成に当たっては、当事者及び関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。

(4) 他の計画等との関係

- 計画は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第十七条第二項により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画その他都道府県において作成する計画等であって難聴児の支援に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとし、かつ成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条に規定する成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に則したものとすることが必要である。

(以上)

# 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会 開催要綱

## 1. 趣旨

令和元年6月にとりまとめられた「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」においては、難聴児の早期発見・早期療育の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して、支援を行う必要性が指摘されている。

これを踏まえ、国において、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉及び教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする基本方針（以下「基本方針」という。）を、都道府県における難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）の作成の指針として作成するため、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

## 2. 検討事項

- (1) 基本方針の作成に関する事項
- (2) その他

## 3. 構成等

- (1) 検討会は、文部科学省初等中等教育局長の協力を得て、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 検討にあたり、必要に応じて関係者に対し意見聴取等の協力を求めることができる。
- (6) その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 4. その他

- (1) この検討会に関する庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において行う。
- (2) 検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

(～令和3年3月31日)

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会  
構成員名簿

秋田県教育庁特別支援教育課長	新井 敏彦
神田 E・N・T 院長、長崎大学医学部耳鼻咽喉科臨床教授	神田 幸彦
国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長	小枝 達也
東京大学大学院総合文化研究科教授	酒井 邦嘉
国際医療福祉大学大学院教授	城間 将江
昭和大学医学部産婦人科学講座教授	関沢 明彦
静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課長	高橋 真一郎
金沢大学人間社会研究域学校教育系教授	武居 渡
全国盲ろう難聴児施設協議会副会長	問田 直美
◎九州大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科学分野教授	中川 尚志
島根県立松江ろう学校長	福島 朗博
○医療法人さくら会早島クリニック 耳鼻咽喉科皮膚科院長	福島 邦博
奈良県立医科大学理事長・学長	細井 裕司
埼玉県福祉部障害者福祉推進課長	村瀬 泰彦
公益社団法人日本医師会常任理事	渡辺 弘司

◎座長 ○座長代理

(五十音順・敬称略)

(令和3年4月1日～)

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会  
構成員名簿

前秋田県教育庁特別支援教育課長	新井 敏彦
静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課長	河本 大輔
神田 E・N・T 院長、長崎大学医学部耳鼻咽喉科臨床教授	神田 幸彦
国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長	小枝 達也
東京大学大学院総合文化研究科教授	酒井 邦嘉
国際医療福祉大学大学院教授	城間 将江
埼玉県福祉部障害者福祉推進課長	鈴木 康之
昭和大学医学部産婦人科学講座教授	関沢 明彦
金沢大学人間社会研究域学校教育系教授	武居 渡
全国盲ろう難聴児施設協議会副会長	問田 直美
◎九州大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科学分野教授	中川 尚志
島根県立松江ろう学校長	福島 朗博
○医療法人さくら会早島クリニック 耳鼻咽喉科皮膚科院長	福島 邦博
奈良県立医科大学理事長・学長	細井 裕司
公益社団法人日本医師会常任理事	渡辺 弘司

◎座長 ○座長代理

(五十音順・敬称略)

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会開催経過

### 第1回

- ・日時：令和3年3月26日（金）15:00～17:00
- ・議題：（1）検討会の開催について  
（2）難聴児早期支援の取組について  
（3）有識者等からのヒアリング  
国立大学法人筑波技術大学 名誉教授 大沼 直紀 氏  
学校法人 明晴学園理事 玉田 さとみ 氏  
医療法人さくら会早島クリニック 耳鼻咽喉科皮膚科院長 福島 邦博 氏  
（4）その他

### 第2回

- ・日時：令和3年5月28日（金）10:00～12:00
- ・議題：（1）当事者・有識者等からのヒアリング  
一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長 石橋 大吾 氏  
全国難聴児を持つ親の会 副会長 小森谷 晴代 氏  
一般社団法人 人工内耳友の会 ACITA 村田 陸 氏  
声援隊 代表 シュタイガー知茶子 氏  
児童発達支援センター ライシャワ・クレーマ学園園長 佐々木 勝 氏  
学校法人 日本聾話学校教頭 瀬底 正嗣 氏  
奈良県立医科大学理事長・学長 細井 裕司 氏  
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター耳鼻咽喉科 南 修司郎 氏  
（2）その他

### 第3回

- ・日時：令和3年6月24日（木）13:00～15:00
- ・議題：（1）難聴児の言語発達に資する療育に関する調査研究（令和2年度障害者総合福祉推進事業）について  
（2）有識者等からのヒアリング  
神田 E・N・T 院長、長崎大学医学部耳鼻咽喉科臨床教授 神田 幸彦 氏  
島根県立松江ろう学校長 福島 朗博 氏  
九州大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科学分野教授 中川 尚志 氏  
（3）難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針案について  
（4）その他

### 第4回

- ・日時：令和3年7月28日（水）17:00～19:00
- ・議題：（1）難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（素案）について  
（2）その他

第5回

- ・日時：令和4年1月28日（金）14：00～16：00
- ・議題：（1）難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（案）について  
（2）その他

## 9 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

障害保健福祉部では、全国の在宅障害児・者の生活の実態と支援ニーズを把握し、障害保健福祉行政の企画・推進するための基礎資料を得ることを目的として、概ね5年毎に全国調査を実施している。

本調査は、各自治体の協力の下で、調査員が調査区内の一定の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者（障害者手帳所持者、難病等と診断されたことがある者、その他生活のしづらさがある者）の有無を確認し、対象者がいる場合は調査票を手渡し、後日回答の上、郵送にて返送していただく方法で実施している。

前回平成28年の調査から5年目に当たる令和3年に本調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和4年度へ延期することとなった。

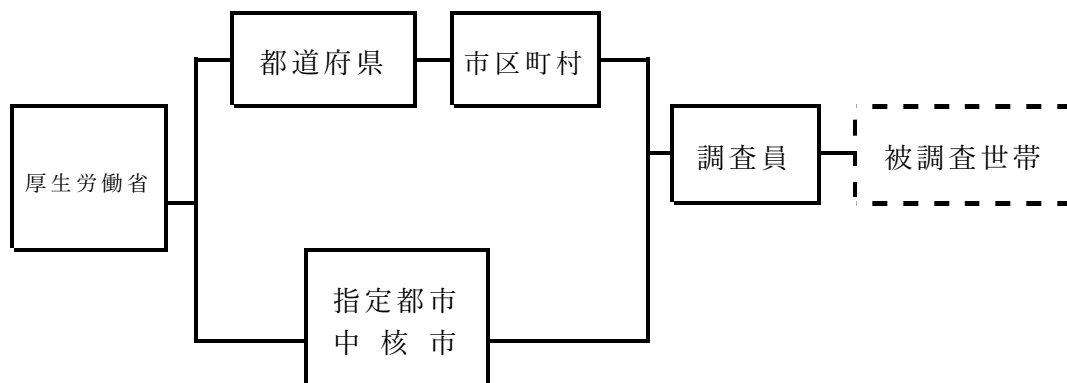
本調査は、これまで12月1日時点での調査を実施しており、令和4年の調査においても、新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、同時点での調査を実施する方向で検討している。回収された調査票は、厚生労働省が集計し、令和6年度に調査結果を公表する予定である。

調査地区、調査票、具体的なスケジュール等については、令和4年夏頃、都道府県、政令市及び中核市へ周知するとともに、自治体担当者向け説明会をオンラインで実施する予定である。

今後の具体的なスケジュール等については詳細が決まり次第、お知らせするので調査の実施にご協力をお願いしたい。

### 【参考】

- ・ 調査地区数  
平成23年 約4,500地区  
平成28年 約2,400地区  
令和4年 5,363地区（予定）
- ・ 調査方法



## 10 療育手帳情報に関するマイナンバー情報連携について

令和2年12月25日付けで閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、令和4年6月から自治体間の療育手帳情報に関するマイナンバー情報連携を開始することとしている。

各自治体においては、遅滞なく令和4年度中に情報連携等が実施できるよう、引き続きシステム改修等に努めていただくようお願いする。

また、国民向けサービスのマイナポータルAPI連携については、令和4年2月14日から運用が開始されている。各自治体においては、順次、副本登録をお願いしたい。

マイナポータルは障害者の利便性を向上することが期待されているものであり、各自治体はそれぞれの運用開始にあたり、障害のある住民等に向けた広報も合わせてお願いしたい。



## 1 1 特別児童扶養手当等について

### (1) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定基準の改正について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給要件である障害の程度については、国民年金法（昭和34年法律第141号）等の障害等級の基準に準じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第一から第三までに定めている。

今般、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第303号）により、国民年金法等の障害等級の基準のうち、視覚障害に係る障害の状態の基準について所要の改正が行われたことを踏まえ、「特別児童扶養手当等の認定（眼の障害）に関する専門家会合」における視覚障害に係る障害の状態に係る議論等に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一から第三までに定める視覚障害に係る障害の状態の基準等について、必要な見直しを行い、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第348号）が公布され、併せて、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」の一部改正について（令和3年12月24日付障発1224第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の一部改正について（令和3年12月24日付障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出し、令和4年4月1日から施行することとしたところである。各都道府県におかれてはご了知いただくとともに、管内市区町村及び関係機関に周知いただき、円滑な実施に向けてご協力をお願いしたい。

### (2) 手当月額について

令和4年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和3年の物価変動率（▲0.2%）に基づき引下げとなる。

については、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

令和4年度の手当月額（月額）について

	令和3年度 （月額）	令和4年度 （月額）
特別児童扶養手当1級	52,500円	52,400円
〃 2級	34,970円	34,900円

障害児福祉手当	14,880 円	14,850 円
特別障害者手当	27,350 円	27,300 円
経過的福祉手当	14,880 円	14,850 円

### (3) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、令和4年度においても据え置く予定である。

### (4) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額について、令和3年度においては改定を行わない予定である。

については、令和3年度の事業実績報告については、現行の単価に基づき行っていただくようお願いします。

また、令和4年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については調整中であり、決定次第お知らせする。

令和3年度分基準額（令和2年度と同額）

- ・ 都道府県分 1,904 円
- ・ 指定都市分 3,756 円
- ・ 市町村分 1,852 円

### (5) 特別児童扶養手当の適正な事務処理について

特別児童扶養手当の支給に当たっては、令和3年9月29日付事務連絡「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。

については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いします。

### (6) 令和4年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっている。このような事態は支払いの誤りにつながるおそれがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和4年度4月定時払いについて、令和4年1月27日付事務連絡「令和4年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」においてお示している留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いします。【提出期限について、資料1参照】

## (7) 特別障害者手当制度の広報の充実について

特別障害者手当制度の広報については、多くの自治体において広報誌やホームページ等への掲載により実施されているところであるが、更なる広報の充実を求める意見を頂いているところである。

障害者やその保護者は、障害福祉だけでなく、他の制度を利用することもあることから、広報の取組として、広報誌やホームページでの周知に限らず、各自治体の組織内での連携や関係機関・団体との連携による周知も有効と考えられるものである。

例えば、自治体の介護保険に関する窓口などで特別障害者手当制度について紹介し、説明の求めがあれば特別障害者手当の担当部門に案内して頂く等の取組が考えられるものである。

については、本制度の対象となる方に広く周知されることが重要であるので、広報の充実のための取組をより一層推進していただくとともに、このことについて管内の各実施機関に周知いただくようお願いする。

## (8) 特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務について

特別児童扶養手当の精神の障害に係る認定については、認定基準を明確にできないかなどの意見があるところである。

現在、厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（令和2年度～令和3年度）において、認定の地域差に係る実態調査と診断書様式の改定案についての調査研究を実施しているところである。

また、令和4年度から「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」を新規に行う予定としている。これらの調査研究の成果などを踏まえて、適切な認定事務の確保方策の検討を含めて必要な対応をしたいと考えているが、現在の特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認定要領等は、次頁からの記載のとおりであり、各自治体におかれては、これらを改めて確認のうえ適切に認定事務を行うようお願いする。

なお、上記「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（※）で行った認定の地域差に係る実態調査では、次のことが報告されているところである。

（※） <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/148085>

- ①申請される児童の IQ/DQ が低いために認定率が高くなっていると考えられる自治体がある一方で、認定率が高いが故に IQ/DQ が高い児童に対しても申請が行われていると考えられる自治体もある。
- ②認定率 80%超の自治体と 80%以下の自治体との比較で、2級判定となる対象児童の IQ/DQ 値や要注意度の分布は、2群での差が明らかであり、認定される目安となる児童の重症度の基準が自治体によって異なっている。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3

- 1級 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
2級 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(参考) 前各号は以下のとおり (現行基準)

- 1級
- 1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座つていことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級
- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
  - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - 4 そしやくの機能を欠くもの
  - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
  - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
  - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
  - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領 2-(3)

内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア 1級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ 2級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであること。

(上記認定要領の別添1)

特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第7節 精神の障害

1 認定基準

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。

症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に準じて取り扱う。

A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害

(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの</p>
2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>

(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。

ア 統合失調症は、予後不良の場合もあり、施行令別表第三に定める障害の状態に該当すると認められるものが多い。しかし、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもある。したがって、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮する。

イ 気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。

また、統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を

考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

- (4) 人格障害は、原則として認定の対象とならない。
- (5) 神経症にあっては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しない。(その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分(感情)障害に準じて取り扱う。)

なお、認定に当たっては、精神病の病態が I C D - 1 0 による病態区分のどの区分に属す病態であるかを考慮し判断すること。

## B 症状性を含む器質性精神障害

- (1) 症状性を含む器質性精神障害(高次脳機能障害を含む。)とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害(以下「精神作用物質使用による精神障害」という。)についてもこの項に含める。

また、症状性を含む器質性精神障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの
2 級	認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの

- (3) 脳の器質障害については、精神障害と神経障害を区分して考えることは、その多岐にわたる臨床症状から不能であり、原則としてそれらの諸症状を総合して、全体像から総合的に判断して認定する。

- (4) 精神作用物質使用による精神障害

ア アルコール、薬物等の精神作用物質の使用により生じる精神障害について認定するものであって、精神病性障害を示さない急性中毒及び明らかな身体依存の見られないものは、認定の対象とならない。

イ 精神作用物質使用による精神障害は、その原因に留意し、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮する。

- (5) 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常

生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮する。

また、失語の障害については、「第5節 言語機能の障害」の認定要領により認定する。

- (6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

### C てんかん

- (1) てんかん発作は、部分発作、全般発作、未分類てんかん発作などに分類されるが、具体的に出現する臨床症状は多彩である。

また、発作頻度に関しても、薬物療法によって完全に消失するものから、難治性てんかんと呼ばれる発作の抑制できないものまで様々である。

さらに、てんかん発作は、その重症度や発作頻度以外に、発作間欠期においても、それに起因する様々な程度の精神神経症状や認知障害などが、稀ならず出現することに留意する必要がある。

- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すため、常時の援助が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作をひんぱんに繰り返すため、日常生活が著しい制限を受けるもの

(注) てんかんは、発作と精神神経症状及び認知障害が相まって出現することに留意が必要。また、精神神経症状及び認知障害については、前記「B 症状性を含む器質性精神障害」に準じて認定すること。

- (3) てんかんの認定に当たっては、発作のみに着眼することなく、てんかんの諸症状、社会適応能力、具体的な日常生活状況等の他の要因を含め、全体像から総合的に判断して認定する。

様々なタイプのてんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

また、てんかんとその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。



- (4) てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあつては、原則として認定の対象にならない。
- (5) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

#### D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。  
また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

#### E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うこ

とができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

#### (9) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成 17 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料 2 参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>)

なお、令和 4 年度の額は、令和 3 年の物価変動率 (▲0.2%) に基づき、下記のとおりとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

(令和 3 年度) (令和 4 年度)

障害基礎年金 1 級相当に該当する方 52,450 円 → 52,300 円  
(2 級の 1.25 倍)  
障害基礎年金 2 級相当に該当する方 41,960 円 → 41,840 円

## 令和4年度特別児童扶養手当支払データ提出期限について

支払月	データ提出期限 (午前中)	データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2022年 <u>4月</u>	<u>3月15日 (火)</u>	<u>3月17日 (木)</u>	<u>4月11日 (月)</u>
5	4月15日 (金)	4月19日 (火)	5月11日 (水)
6	5月17日 (火)	5月19日 (木)	6月10日 (金)
7	6月15日 (水)	6月17日 (金)	7月11日 (月)
<u>8</u>	<u>7月15日 (金)</u>	<u>7月20日 (水)</u>	<u>8月10日 (水)</u>
9	8月16日 (火)	8月18日 (木)	9月9日 (金)
10	9月15日 (木)	9月20日 (火)	10月11日 (火)
<u>11</u>	<u>10月17日 (月)</u>	<u>10月19日 (水)</u>	<u>11月11日 (金)</u>
<u>12</u>	<u>11月15日 (火)</u>	<u>11月17日 (木)</u>	<u>12月9日 (金)</u>
2023年 1月	12月15日 (木)	12月19日 (月)	1月11日 (水)
2	1月16日 (月)	1月18日 (水)	2月10日 (金)
3	2月15日 (水)	2月17日 (金)	3月10日 (金)

注) 太字・下線箇所は定時払い月 (その他は随時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

※ 上記の提出期限については、令和4年1月27日付事務連絡「令和4年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」にてお知らせした期限と同じです。

特別児童扶養手当支払データの提出方法等について、令和4年1月27日付事務連絡「令和4年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」を必ず参照ください。

## 特別障害給付金について

### ○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

### ○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

### ○支給額

単位：円

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
1級	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450	52,300
2級	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960	41,840

### ○支給件数（実績）

単位：件

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
支給件数	9,305	9,290	9,213	9,159	8,982	8,894	8,607
（うち学生）	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)	(5,235)	(5,150)
（うち配偶者）	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)	(3,659)	(3,457)

（注）各年度3月末現在の件数

### ○請求窓口

住所地の市区町村

### ○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

## 12 心身障害者扶養保険事業について

### (1) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方をお願いする。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

### (2) 広報啓発の取組の推進について

平成29年11月6日に取りまとめられた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」において、「国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において、広報の取組の一層の充実を図ること」とされており、厚生労働省及び機構において、自治体において活用できるリーフレットのひな形と障害者扶養共済制度の案内の手引きを作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページへ掲載している。これらリーフレットや手引きにおいては、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持ってもらうため、保護者の意見を参考に、「しょうがい共済」という愛称を用いている。

（リーフレット等については厚生労働省 HP 参照）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

また、機構では、毎年度、本リーフレット等を各都道府県・指定都市に必要部数を配布しているところである（3月中に各自治体に到着予定）。各都道府県・指定都市においては、本リーフレット等を活用し、管内の市町村等と連携の上、引き続き広報啓発の取組をより一層推進していただくようお願いする。

### (3) 心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえて、「心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」（令和3年12月23日事務連絡）により、地方公共団体が条例で定めて実施する事務については、住民基本台帳法の規定に基づいて定めた条例に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能であることをお知らせしているが、年金受給者等の負担軽減のため、同ネットワークを活用した年金受給者の現況等の確認について検討をお願いする。【資料1参照】

事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 23 日

都道府県  
各 民生主管部（局）御中  
指定都市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る  
住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

日頃より障害福祉行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等の確認については、地方公共団体において、住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で確認することにより、年金受給権者又は年金管理者（以下「年金受給者等」という。）からの住民票の写しの提出が省略可能とされています。他方、従来どおり、住民票の写しの提出により、年金受給権者の現況を確認している地方公共団体もあるところです。

この点、心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づいて定めた条例に基づき、住基ネットを活用することにより、確認することが可能であり、こうした取組は年金受給権者等及び地方公共団体の負担軽減に資するものです。

今般、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体の条例に基づき住基ネットを活用する場合の条例の規定例について、別紙のとおりお示しいたします。

各地方公共団体におかれましては、こうした条例の整備について、住民基本台帳制度の所管部署等とも連携の上、ご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、必要に応じ、域内の指定都市を除く市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、この通知の内容については、総務省自治行政局住民制度課と協議済みであることを申し添えます。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線：3020）

## 【条例の規定例】

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 1 項等(※1)の規定に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)において条例を定める場合

## 〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める区域内の市町村の市町村長その他の執行機関及び同項に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

## 別表●

提供を受ける機関	事務
区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	心身障害者扶養共済制度に係る事務であって次に掲げるもの 一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二 …… 三 …… ※2

※1 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 2 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の都道府県知事の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)、同条第 3 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)及び同法第 30 条の 14 の規定に基づく場合(市町村長が、他の市長村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)についても、同様の形式で規定することが考えられます。

※2 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項の規定に基づき、都道府県において条例を定める場合

## 〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

## 別表●

- 〇号 心身障害者扶養共済制度に係る事務であって次に掲げるもの  
一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査  
二 ……  
三 …… ※3

※3 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。



**【参照条文】**

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）を提供するものとする。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 略

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三・四 略

2～4 略

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和3年12月21日  
閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(11) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

【厚生労働省】

(41) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。[再掲]

（関係府省：総務省）

### 1 3 インフラ老朽化対策の推進について

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（公共施設等総合管理計画）を平成 28 年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画」（個別施設計画）を令和 2 年度末までに全ての施設で策定することとされている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の障害福祉施設等においては、令和 2 年度末時点での策定率は 68% で、期限内に全ての施設で策定には及ばなかった。（詳細は、参照資料ページ、第 10 回幹事会資料 2-1）

本計画の策定は、計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、障害福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につながる重要な計画である。策定の一助となるよう厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引きを作成し、通知しているところである。

個別施設計画の策定率が 100% となるよう、各地方公共団体において確実な取組をお願いするとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対して周知等の働きかけをお願いする。

なお、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究について、以下参考資料もご活用いただきたい。

#### 《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html)
- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）
- ・中長期的な維持管理・更新等のコストの見直しに関する調査研究（厚生労働省HP内）
- ・個別施設調査（自治体毎の計画策定状況）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

#### 1 4 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されており、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。

今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）がとりまとめられた。障害保健福祉関係の内容は別添資料のとおりであるので、ご了知いただきたい。

## 地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※令和2年以前の提案で、令和3年中に措置されたものは除く

### 個別法の改正により措置を講ずるもの

◎: 令和3年の提案

○: 平成26～令和2年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

○ 障害福祉サービスの居住地特例の対象に介護保険施設等を追加

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係】

○ 障害児入所給付費の支給事務等に必要な特定個人情報に療育手帳関係情報を追加し、情報連携を可能に

### 政令改正等により措置を講ずるもの

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)関係】

◎ 児童福祉施設等における衛生管理について、手引書等を参考に指導を行うことが可能である旨を明確化。また、児童福祉施設の指導に資する方策について検討・結論

【住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)関係】

○ 心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況確認等について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用等が可能である旨を周知

### 検討の上、結論を得るとするもの

◎: 令和3年の提案

○: 平成26～令和2年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係】

○ 放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大について検討・結論。[令和3年中]

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

◎ 障害者支援施設等に対する一般監査について、新型コロナ等感染拡大防止の観点から、実地によらない方法を可能とする方向で検討・結論。[令和3年度中]

◎ 障害(児)福祉計画について、

・計画期間を延長する方向で社会保障審議会の議論も踏まえ検討・結論[令和4年中]

・記載内容を簡素化する方向で検討・結論[令和4年度中]

・基本指針改正及びQ&Aの地方公共団体への送付を可能な限り早期に実施

## 1 5 消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）【資料1参照】が施行されることとなっている。

インボイス制度の施行により、

- ・買手として消費税の仕入税額控除のために原則インボイスの保存が必要になる
- ・売手としてインボイスの交付を行うために令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる

といった変更点があることから、令和4年1月25日から2月7日までの間に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の各課室から、関係団体に向けて会員事業者への周知等に関する依頼文の発出を行った【資料2、資料3参照】。

本件については令和4年3月1日付事務連絡「消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（周知依頼）」【資料4参照】において各自治体へ御連絡しているところ、改めてご確認いただくとともに、管内の事業者への周知等、事業者の方々の円滑な準備のためにご協力いただくようお願いする。

消費税

# 知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

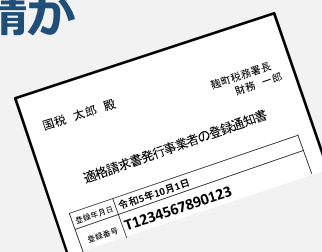
＼登録を予定されている方／

もう  
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて  
ます！

早めの登録を受けることで、取引先  
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会  
申込受付中！

インボイス制度が

始まったら  
どう変わるの？

その疑問に  
お答えします！

### 📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。  
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



### 📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！  
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。  
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に  
に関する情報



### 📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧  
いただけます。

## インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続  
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特  
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度  
特設サイト



## インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス コールセンター  
電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)  
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)



令和 4 年 1 月 2 5 日

各事業者団体 宛

厚 生 労 働 省  
財 務 省  
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について  
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和 3 年 10 月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点がございます。

そのため、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の 4 点についてご協力賜れば幸いです。

1. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

詳細は別添 1 及び 2 をご覧ください。

2. 登録申請開始に関する会員事業者への案内

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「適格請求書発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。また、一般的なご質問を受け付けるフリーダイヤルも開設しております。

令和 3 年 10 月に登録申請が開始している旨とあわせて、これらの資料等を会員事業者へご案内いただけますと幸いです。

3. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします(別添 3～5)。また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁 URL にも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるよう周知をお願いいたします。

4. 中小企業等に向けた支援措置等

令和 3 年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けた I T 導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されている URL の周知をお願いいたします。

(以 上)

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A>

【財務省】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm)

【公正取引委員会】

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html)

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)

## 消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

### 講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ  
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務  
局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く  
ださい。

### 派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問  
を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん  
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお  
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説  
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明  
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

### 説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。  
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の  
日程を希望される場合は前広にご相談ください。

### 講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、ご送付願います。

## インボイス制度 講師派遣申込書

申込日		管理番号	
開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
			Tel
			Mail
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等)		
説明会の名称			
参加人数(名)		名程度	
当日の時間割			
	※改正電子帳簿保存法の説明 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名をご記載ください。 ※ 改正電子帳簿保存法の説明に関しましては講師が変わる可能性もあります。時間割はインボイスと電子帳簿保存法を分けてご記載ください。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

## 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A

令和 4 年 1 月 19 日  
財 務 省  
公 正 取 引 委 員 会  
経 済 産 業 省  
中 小 企 業 庁  
国 土 交 通 省

### はじめに

この Q & A は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者<sup>(注)</sup>やその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたものであり、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的としたものです。

(注) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）の適用を受ける事業者をいいます。基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者となることができます。

(参考) 国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

また、インボイス制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下もご覧ください。

- ・適格請求書等保存方式の概要 — インボイス制度の理解のために — (令和 3 年 7 月 国税庁)

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>)

- ・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A (令和 3 年 7 月改訂 国税庁)

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>)

**Q 1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。**

A インボイス制度の実施後も、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納税するという消費税の原則は変わりません。

また、インボイス制度の実施後も、簡易課税制度<sup>(注1)</sup>を選択している場合は、現在と同様、売上げに係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができます。一方、簡易課税制度を選択していない場合、仕入税額控除を行うためには、適格請求書<sup>(注2)</sup>（インボイス）の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者<sup>(注3)</sup>の登録を受けることで、発行できるようになります。課税事業者間の取引では、売手は現在使用している請求書等の様式に登録番号等を追加することなどが必要になり、買手（簡易課税制度を選択していない場合）は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。

また、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

なお、インボイス制度実施に伴う事業者の対応として、インボイス制度の実施までに、適格請求書発行事業者となる売手では、端数処理のルールの見直しを含めた請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があります。また、交付したインボイスの写しの保存等や、仕入税額控除を行おうとする買手では、新たな仕入先が適格請求書発行事業者かどうかの確認や、受け取ったインボイスが記載事項を満たしているかどうかの確認が必要となる場合があります。このような事業者の対応に向けては、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。なお、簡易課税制度を適用している事業者は買手としての追加的な事務負担は生じません。

(注1) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合（みなし仕入率）を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組みです。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となります。

(注2) 現行制度において保存が必要となる区分記載請求書の記載事項に加えて「登録番号」、「消費税率」及び「消費税額等」の記載が必要となります。

(注3) インボイス制度が実施される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

**Q 2 現在、自分は免税事業者ですが、インボイス制度の実施後も免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか。**

A インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。

② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるからです。

そのほか、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

**Q 3 売上先がQ 2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか。**

A 売上先がQ 2のいずれにも該当しない課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなります。しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q 7をご参照ください。

なお、インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、以上の点も念頭に置いて、売上先と交渉をするなど対応をご検討ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。



**Q 4 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、何が必要になりますか。**

A 課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要となります。なお、インボイス制度の実施後も、基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は事前に届出を提出することで簡易課税制度を適用できます。簡易課税制度は中小事業者の事務負担への配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

また、課税事業者（簡易課税制度を選択している場合を含みます）がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売上先に発行する請求書等の様式への登録番号等の追加、売上先へのインボイスの交付、その写しの保存などが必要となります。

インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法令に基づき、帳簿書類について原則 7 年間保存する必要があります。

**Q 5 現在、自分は課税事業者ですが、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に当たり、どのようなことに留意すればいいですか。**

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

なお、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況の下で取引条件を見直す場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を検討するに当たっては、以上の点も念頭に置きつつ、仕入先とよくご相談ください。

また、免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合に、仕入税額控除を行うことができる額が減少する分について、原材料費や諸経費等の他のコストとあわせ、販売価格等に転嫁することが可能か、自らの売上先等と相談することも考えられます。

**Q 6 課税事業者が、インボイス制度の実施後に、新たな相手から仕入れを行う場合には、どのようなことに留意すればいいですか。**

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係で留意する必要はありません。

また、簡易課税制度を適用していない場合は、インボイス制度の実施後は、取引条件を設定するに当たり、相手が適格請求書発行事業者かを確認する必要があると考えられます。

免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないため、免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。例えば、免税事業者である仕入先に対して、「税抜」や「税別」として価格を設定する場合には、消費税相当額の支払いの有無について、互いに認識の齟齬がないよう、ご注意ください。

また、具体的な取引価格の設定に当たっては、取引への影響に配慮して経過措置が設けられていることなど、Q 5の内容もご参照ください。

**Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。**

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。

また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となるもの<sup>(注1)</sup>については、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。なお、以下に記載する行為類型のうち、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく、建設業法が適用されますので、建設業法の規制の対象となる場合についても、その考え方を明らかにします。

(注1) 事業者(買手)と免税事業者である仕入先との取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となります。

(参考1) 優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)で示しているとおりです。

(参考2) 下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)で示しているとおりです。

(参考3) 建設工事の請負契約に係る元請負人と下請負人との関係については、「建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和3年7月 国土交通省不動産・建設経済局建設業課)で具体的に示しています。

(参考4) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

## 1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分<sup>（注2）</sup>について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

（注2）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合についても、同様です。

なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人（建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの。以下同じ。）が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人（建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。）と合意することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

## 2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

また、同様に、当該仕入先から受領した商品を返品することは、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該仕入先から受領した商品を返品する場合であって、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒む場合又は仕入先に給付に係る物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第1号又は第4号で禁止されている受領拒否又は返品として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

## 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担と

なり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、仕入先の利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となります。

#### 4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となります。

また、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、免税事業者である下請負人と下請契約を締結した後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、当該下請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを当該下請負人に購入させて、その利益を害すると認められた場合には、建設業法第19条の4の「不当な使用資材等の購入強制の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

#### 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税


事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

以上



## ○インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談について

軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

- インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談は、以下で受け付けております。  
**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）  
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押していただいてもつながります（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを掲載しています。）。  


## ○下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口

## 1. 下請法に関する相談窓口

公正取引委員会	中小企業庁
○事務総局経済取引局 取引部 企業取引課 〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-3375(直)	○中小企業庁 事業環境部 取引課 〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-1732(直)
○北海道事務所 下請課 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 TEL 011-231-6300(代)	○北海道経済産業局 産業部中小企業課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL 011-700-2251(直)

<p>○東北事務所 下請課 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL 022-225-8420(直)</p>	<p>○東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL 022-221-4922(直)</p>
<p>○中部事務所 下請課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-961-9424(直)</p>	<p>○関東経済産業局 産業部適正取引推進課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0325(直)</p>
<p>○近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL 06-6941-2176(直)</p>	<p>○中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 4-1-22 TEL 052-951-2860(直)</p>
<p>○近畿中国四国事務所 中国支所 下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第4号館 TEL 082-228-1501(代)</p>	<p>○近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6966-6037(直)</p>
<p>○近畿中国四国事務所 四国支所 下請課 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 TEL 087-811-1758(直)</p>	<p>○中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 広島合同庁舎第2号館 TEL 082-224-5745(直)</p>
<p>○九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092-431-6032(直)</p>	<p>○四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 TEL 087-811-8564(直)</p>
<p>○沖縄総合事務局 総務部 公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-0049(直)</p>	<p>○九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL 092-482-5450(直)</p>

	<p>○沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇 第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-1755(直)</p>
--	---

## 2. 建設業法に関する相談窓口

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
建設業適正取引推進指導室  
TEL 03-5253-8362 (直)

## 3. 優越的地位の濫用規制に関する相談窓口

事務所名	問い合わせ先
○公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	TEL 03-3581-3375(直)
○北海道事務所 取引課	TEL 011-231-6300(代)
○東北事務所 取引課	TEL 022-225-7096(直)
○中部事務所 取引課	TEL 052-961-9423(直)
○近畿中国四国事務所 取引課	TEL 06-6941-2175(直)
○近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	TEL 082-228-1501(代)
○近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	TEL 087-811-1750(代)
○九州事務所 取引課	TEL 092-431-6031(直)
○沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	TEL 098-866-0049(直)

## インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

### インボイス制度で何がかわるのか

#### Q1 インボイス制度が実施されて、何がかわりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などによる対応を検討しています。

### 免税事業者への影響

#### Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
  - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

#### Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

#### Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

### 課税事業者の留意点

#### Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

#### Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

## インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

### 独占禁止法等において問題となる行為

#### Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

##### 1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

##### 2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

##### 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先の間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

##### 4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

##### 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、**一方的に単価を据え置くこと**とした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。

## 資料 2 の発出先一覧

(令和 4 年 1 月 25 日発出)

- ・日本自閉症協会
- ・発達障害者支援センター全国連絡協議会
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・全日本自閉症支援者協会
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・全国地域生活支援ネットワーク
- ・全国地域で暮らそうネットワーク
- ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- ・日本補助犬情報センター
- ・認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会
- ・日本障がい者スポーツ協会
- ・銀鈴会
- ・日本障害者リハビリテーション協会
- ・日本喉摘者団体連合会
- ・日本義肢協会
- ・テクノエイド協会
- ・日本オストミー協会
- ・日本発達障害連盟

(令和 4 年 1 月 26 日発出)

- ・全国社会就労センター協議会
- ・日本セルフセンター
- ・全国就業支援ネットワーク
- ・全国就労移行支援事業所連絡協議会
- ・就労継続支援 A 型事業所全国協議会
- ・日本精神神経診療所協会
- ・日本精神衛生会
- ・復光会
- ・日本精神保健福祉連盟
- ・全日本断酒連盟
- ・日本てんかん協会
- ・てんかん治療研究振興財団
- ・日本精神保健福祉士協会
- ・全国精神保健福祉会連合会

- ・全国精神障害者地域生活支援協議会
- ・メンタルヘルス岡本記念財団
- ・パブリックヘルスリサーチセンター
- ・全国社会福祉協議会
- ・アルコール健康医学協会
- ・明治安田こころの健康財団
- ・日本精神保健福祉事業連合
- ・日本公衆衛生協会
- ・日本視覚障害者団体連合
- ・全日本ろうあ連盟
- ・全国盲ろう者協会
- ・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・聴力障害者情報文化センター
- ・日本点字図書館
- ・日本ライトハウス
- ・全国手話通訳問題研究会
- ・全国要約筆記問題研究会
- ・日本手話通訳士協会
- ・全国手話研修センター
- ・日本盲人社会福祉施設協議会
- ・全国視覚障害者情報提供施設協会
- ・全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- ・きょうされん
- ・日本総合病院精神医学会
- ・精神医学講座担当者会議
- ・国立精神医療施設長協議会
- ・日本精神神経学会
- ・日本公的病院精神科協会
- ・地域精神保健福祉機構
- ・日本公認心理師協会
- ・公認心理師の会

(令和 4 年 1 月 28 日発出)

- ・障害児・者相談支援事業全国連絡協議会
- ・日本相談支援専門員協会

(令和4年1月31日発出)

- ・日本肢体不自由児協会
- ・全国重症心身障害児(者)を守る会
- ・日本重症心身障害福祉協会
- ・全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・全国盲ろう難聴児施設協議会
- ・全国児童発達支援協議会
- ・全国発達支援通園事業連絡協議会
- ・全国肢体不自由児者父母の会連合会
- ・日本筋ジストロフィー協会
- ・全国心身障害児福祉財団
- ・日本肢体不自由児療護施設連絡協議会
- ・全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・日本ダウン症協会
- ・日母おぎゃー献金基金
- ・日本おもちゃ図書館財団
- ・全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会
- ・公益財団法人日本訪問看護財団
- ・全国訪問看護事業協会
- ・全国重症児者デイサービス・ネットワーク

(令和4年2月7日発出)

- ・全国脊髄損傷者連合会
- ・日本ALS協会
- ・日本知的障害者福祉協会
- ・全国身体障害者施設協議会
- ・日本身体障害者団体連合会
- ・国際障害者交流センター
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ・DPI 日本会議
- ・全国障害者介護保障協議会
- ・日本視覚障害者団体連合
- ・全国盲ろう者協会

(計 95 団体)

事務連絡  
令和4年3月1日

各〔都道府県〕衛生主管部局 御中  
〔市区町村〕民生主管部局 御中

各 都道府県労働関係部局 御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局総務課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課  
厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について  
(周知依頼)

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

そのため、厚生労働省から各事業者団体に向けて、別添の周知依頼を送付しておりますので、御了知いただくとともに、管内の事業者への周知等、事業者の方々の円滑な準備のためにご協力賜りますようお願いいたします。

(別添) 消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について(周知依頼)